

○白岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年10月20日

告示第308号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45に規定する地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅要支援被保険者 要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるものをいう。
- (2) 事業対象者 65歳以上の者（要介護認定者を除く。）で、基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下が認められたもの。
- (3) 第一号事業支給費 法第115条の45の3第1項に規定する第一号事業支給費とする。

(実施主体)

第3条 総合事業の実施主体は、白岡市とする。

(総合事業の構成及び内容)

第4条 総合事業のサービスは、次の各号に定めるとおりとし、当該各号の事業の内容は別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業（以下「介護予防・生活支援事業」という。）
  - ア 訪問型サービス
  - イ 通所型サービス
  - ウ その他の生活支援サービス
  - エ 介護予防ケアマネジメント
- (2) 一般介護予防
  - ア 介護予防把握事業

- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

第5条 介護予防・生活支援事業の対象者は、白岡市在住の居宅要支援被保険者及び事業対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）とする。

2 一般介護予防事業の対象者は、白岡市在住の第1号被保険者の全ての者とする。

(事業対象者の確認)

第6条 事業対象者が介護予防・生活支援事業を利用しようとするときは、様式第1号の介護予防・生活支援事業対象者確認（新規・更新）申請書に当該者が実施した基本チェックリスト及び被保険者証を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業対象者として確認したことを、様式第2号の介護予防・生活支援事業対象者確認通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請をした者に対し、当該被保険者が事業対象者である旨、基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを送付するものとする。

(利用の開始)

第7条 前条の規定による確認を受けた事業対象者及び居宅要支援被保険者が、介護予防・生活支援事業の利用を開始するときは、白岡市介護保険条例施行規則（平成12年白岡町規則第7号）第17条第1項の規定による様式第15号の2の介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書に被保険者証を添えて市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わり、第一号介護予防支援事業を行う者もできるものとする。

3 市長は、第1項の届出をした者に対し、当該被保険者の介護予防ケアマネジメントを実施する事業所名を被保険者証に記載し、これを送付するものとする。

(令6告示100・一部改正)

(事業対象者の有効期間)

第8条 事業対象者の有効期間については、次に掲げる期間を合算して得た期間とする。

(1) 基本チェックリストによって事業対象者となった日から当該日が属する月の末日までの期間

(2) 2年間

2 居宅要支援被保険者の有効期間については、要支援認定の有効期間に準ずるものとする。

(有効期間の更新)

第9条 居宅要支援被保険者等が有効期間の終了する日以後も、事業対象者として介護予防・生活支援事業のみを利用しようとするときは、有効期間が終了する60日前から有効期間が終了する日までに第6条の規定による申請を市長にするものとする。

(利用料)

第10条 介護予防・生活支援事業を利用した居宅要支援被保険者等は、別表第1に定める単位数に、単価告示に掲げる白岡市の地区区分別1単位の単価を乗じた額を負担するものとする。

(支給限度額)

第11条 居宅要支援被保険者等に支給する1月当たりの支給限度額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、利用者の状態（退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるような場合等）により、市長が認めた場合は、事業対象者の1月当たりの支給限度額を、要支援2の区分支給限度額とすることができます。

(高額介護予防サービス費相当事業等)

第12条 介護予防・生活支援サービス事業のうち指定事業者によるサー

ビス利用料が、著しく高額であるときは、居宅要支援被保険者等に対し法第61条及び法第61条の2の規定にある額を支給する。

2 前項の規定による事業の申請及び決定については、白岡市介護保険条例施行規則第21条及び第21条の2の規定を準用する。

(第一号事業支給費の支給)

第13条 市長は、法第115条の45の3第1項の規定により、居宅要支援被保険者等が指定事業者から介護予防・生活支援事業に係るサービスを受けたときは、居宅要支援被保険者等（第一号介護予防支援事業については、原則、居宅支援被保険者に係るものに限る。）に対し、第一号事業支給費を支給する。

2 第一号事業支給費の額は、第10条に規定する居宅要支援被保険者等の負担額の100分の90に相当する額（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあっては100分の80、同条第2項の規定が適用される場合にあっては100分の70に相当する額）とする。ただし、第一号介護予防支援事業に係る第一号事業支給費の額は100分の100に相当する額とする。

3 法第115条の45の3第3項の規定により、居宅要支援被保険者等が、指定事業者から介護予防・生活支援事業に係るサービスを受けたときは、市長は当該居宅要支援被保険者等が当該指定事業者に支払うべき費用について、第一号事業支給費として当該居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払いがあったときは、居宅要支援被保険者等に対し第一号事業支給費の支給があったものとみなす。

(審査・支払事務の委託)

第14条 市長は、指定事業者に対する事業実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(事業の委託)

第15条 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準

を満たす者（居宅要支援被保険者等へ行う介護予防ケアマネジメントにあっては同条第1項の厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

（補助の実施）

第16条 市長は、別に定めるところにより総合事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）を行う者に対して補助することができる。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月21日から施行する。

附 則（平成31年1月4日告示第1号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の白岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、平成30年8月1日から適用する。

附 則（令和元年10月1日告示第73号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第62号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条の規定は、この告示の施行の日以後に利用した介護予防・生活支援事業について適用し、同日前に利用した介護予防・生活支援事業については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日告示第100号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条・第10条関係）

（令3告示62・令6告示100・一部改正）

事業構成	事業名	事業内容	利用料（単位）
介護 訪問型	訪問介護	訪問介護員（有資格）	令和3年厚生労働省

予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業	サービ ス	者)による身体介護及び生活援助	告示第72号に定める訪問型サービス費に相当する。
		訪問型サービスA(緩和した基準のサービス)	雇用されている労働者により提供される生活援助(掃除・洗濯・買い物・調理など) 215単位/回 ※5回まで算定可 ※別途、加算あり。 5回超の場合 1,176単位/月
		訪問型サービスB(住民主体の支援)	有償・無償のボランティア、NPO法人等の住民主体による生活援助 適宜
		訪問型サービスC(短期集中予防サービス)	保健・医療の専門職による在宅での相談及び指導 適宜
通所型 サービ ス	サービ ス	訪問型サービスD(移動支援)	他のサービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援 適宜
		通所介護	通所介護事業者の従事者による通所介護サービス 令和3年厚生労働省告示第72号に定める通所型サービス費に相当する。
		通所型サービスA(緩和した基準のサービス)	雇用されている労働者による短時間のデイサービス 3~5時間未満 324単位/回 ※10回まで算定可 ※別途、加算あり。 5時間以上 335単位/回

			※ 10回まで算定可 ※別途、加算あり。
	通所型サービスB（住民主体の支援）	住民主体で運営しているサロン等において談話や体操を行う。	適宜
	通所型サービスC（いきいきアップ教室）	保健・医療の専門職による生活機能を改善するための運動器、栄養改善等のプログラムを実施する。	適宜
その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食サービス	栄養改善を目的とした配食サービスを行うことで、併せて高齢者の見守り支援も行う。	適宜
	住民ボランティア等が行う見守り支援	要支援者に対する見守りを定期的に行う。	適宜
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA	現行の介護予防ケアマネジメント	442単位／月 ※別途、加算あり。
	ケアマネジメントB	簡略化した介護予防ケアマネジメント	適宜
	ケアマネジメントC	初回のみの介護予防ケアマネジメント	適宜
一般介護予防事業	介護予防把握事業	地域包括支援センター、地域住民等から収集した情報により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を	なし

		把握し、介護予防へつなげる。	
介護予防普及啓発事業	高齢者筋力向上トレーニング事業	一般高齢者等に対し、介護予防運動指導員等の専門スタッフが個別の計画を作成し、筋力向上のためのトレーニングを行う。	無料
	健だま教室	一般高齢者等に対し、介護予防運動指導員等の専門スタッフが「健だま運動（バルーン運動）」を行う。	無料
地域介護予防活動支援事業	健だま運動指導員派遣事業	身近な地域のグループ等の活動の場に介護予防ボランティアの健だま運動指導員を派遣し、「健だま運動（バルーン運動）」を行う。	無料
	健だま運動指導員養成事業	介護予防ボランティアの健だま運動指導員を養成する。	なし
	トレーニングサポート養成事業	高齢者筋力向上トレーニング事業でトレーニングの援助を行うサポートーを養成する。	なし

一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の評価を行う。	なし
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、住民主体で運営しているサロン等の通いの場へリハビリテーション専門職等を派遣する。	2,000円／回

別表第2（第11条関係）

対象者区分	支給限度額
事業対象者	5,032単位
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位

様式第1号(第6条関係)

介護予防・生活支援事業対象者確認(新規・更新)申請書

年　月　日

(宛先)白岡市長

申請者住所

氏名

介護予防・生活支援事業対象者についての承認を受けたいので、白岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

ただし、本申請と同時に介護保険制度の要介護認定又は要支援認定の申請をしている場合において、要介護又は要支援の認定が下りたときは、本申請を取り下げるものとします。

申請者(被保険者)	被保険者番号								生年月日	年　月　日
	個人番号								性別	男　・　女
	フリガナ									
	氏名								電話番号	自宅　(　　)
	住所	郵便番号								
前回の認定等(該当者のみ)	状態区分　要支援1・要支援2・事業対象者 有効期間　年　月　日　から　年　月　日　まで									
問合せ先	フリガナ								本人との関係	
	氏名									
	住所	郵便番号							電話番号	(　　)
介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の利用に係る計画の作成等、総合事業の適切な運営のために必要があるときは、事業対象者の確認に係る基本チェックリストの記載内容及び申請者に関する情報を白岡市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者へ提示することに同意します。										
年　月　日　　本人氏名										

添付書類  基本チェックリスト  介護保険被保険者証

申請受付日

<事務処理欄>

受付場所(氏名)		被保険者証回収			介護認定同時申請中		備考	
(　　)		回収　紛失　未回収			あり・なし			
			システム入力日			高齢介護課受領日		
			年　月　日			年　月　日		

## 介護予防・生活支援事業対象者確認通知書

第 号

年 月 日

様

白岡市長

印

年 月 日付であった介護予防・生活支援事業対象者確認（新規・更新）  
申請書について、対象者に該当することを確認したので、白岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第6条の規定により通知します。

被保険者番号			
氏 名			
住 所			
決定日（チェックリスト実施日）	年 月 日		
認定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考	実際にサービスを利用開始するにあたっては、 <u>あなたの地区を担当する地域包括支援センター</u> へ連絡をしてください。		
あなたの地区を担当する地域包括支援センター	名 称	地域包括支援センター	
	電 話		

問合せ先 健康福祉部高齢介護課地域支援担当  
所 在 地 白岡市千駄野432番地  
電 話 0480（92）1111 内線

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）